



発行 新潟県

第 38 号

平成25年5月17日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 主 要 目 次

## 告 示

- 703 消防法に基づく専用公印の調製（法務文書課）
- 704 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）
- 705 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届（福祉保健課）
- 706 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健課）
- 707 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の変更届（福祉保健課）
- 708 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健課）
- 709 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の廃止届（福祉保健課）
- 710 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定（高齢福祉保健課）
- 711 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（高齢福祉保健課）
- 712 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
- 713 身体障害者福祉法による医師の指定辞退（障害福祉課）
- 714 保安林の指定解除予定（治山課）
- 715 保安林の指定予定（治山課）
- 716 保安林の指定予定（治山課）
- 717 保安林の指定予定（治山課）
- 718 保安林の指定予定（治山課）
- 719 保安林の指定予定（治山課）
- 720 保安林の指定予定（治山課）
- 721 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 722 土地改良区連合役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 723 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 724 道路の区域変更（道路管理課）
- 725 道路の供用開始（道路管理課）
- 726 道路の区域変更（道路管理課）
- 727 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

## 公 告

- 一般競争入札の実施（出納局会計検査課）
- 一般競争入札の実施（出納局会計検査課）
- 一般競争入札の実施（出納局会計検査課）

## 病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局業務課）

## 選挙管理委員会告示

- 20 政治資金規正法による政治団体の届出（選挙管理委員会）
- 21 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
- 22 政治資金規正法による政治団体の解散の届出（選挙管理委員会）
- 23 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨（期限後提出分）（選挙管理委員会）

## 人事委員会公告

平成25年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度）の実施（人事委員会事務局総務課）

## 公安委員会告示

32 新潟県交通安全活動推進センターの名称及び代表者の氏名並びに事務所の名称の変更（交通企画課）

## 告 示

## ◎新潟県告示第703号

新潟県公印規程（昭和31年8月新潟県訓令第19号）第4条の規定により、新潟県知事印のうち消防法（昭和23年法律第186号）に基づく免状に使用する専用公印を調製し、次のとおりその使用を開始する。

なお、消防法による専用公印（平成12年3月新潟県告示第483号）は、平成25年5月9日限りで廃止する。

平成25年5月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 1 使用範囲

消防法第13条の2の規定による危険物取扱者免状並びに同法第17条の6及び第17条の7の規定による消防設備士免状

## 2 使用開始年月日

平成25年5月10日

## 3 印影

(1) 免状のうち証印欄を除く部分に使用するもの



(2) 免状のうち証印欄に使用するもの



## 4 設置場所

防災局消防課

## ◎新潟県告示第704号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年5月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
株式会社アルプス ビジネスクリエーション	東京都大田区雪谷大塚町1番7号	デイサービスセンターまちなかや	魚沼市小出島107番地3	通所介護	H25.4.1
株式会社アルプス ビジネスクリエーション	東京都大田区雪谷大塚町1番7号	デイサービスセンターまちなかや	魚沼市小出島107番地3	介護予防通所介護	H25.4.1

株式会社アルプス ビジネスクリエー ション	東京都大田区雪 谷大塚町1番7 号	あるぷす魚沼店	魚沼市小出島 1177番地	福祉用具貸与	H25.4.1
株式会社アルプス ビジネスクリエー ション	東京都大田区雪 谷大塚町1番7 号	あるぷす魚沼店	魚沼市小出島 1177番地	介護予防福祉用具 貸与	H25.4.1
株式会社アルプス ビジネスクリエー ション	東京都大田区雪 谷大塚町1番7 号	あるぷす魚沼店	魚沼市小出島 1177番地	特定福祉用具販売	H25.4.1
株式会社アルプス ビジネスクリエー ション	東京都大田区雪 谷大塚町1番7 号	あるぷす魚沼店	魚沼市小出島 1177番地	特定介護予防福祉 用具販売	H25.4.1
社会福祉法人桃林 福祉会	上越市柿崎区上 下浜字村下219番 地5	デイサービスサ ンクス柿崎	上越市柿崎区柿 崎字あけぼの644 番地8	通所介護	H25.4.8
社会福祉法人桃林 福祉会	上越市柿崎区上 下浜字村下219番 地5	デイサービスサ ンクス柿崎	上越市柿崎区柿 崎字あけぼの644 番地8	介護予防通所介護	H25.4.8
社会福祉法人桃林 福祉会	上越市柿崎区上 下浜字村下219番 地5	ショートステイ サンクス柿崎	上越市柿崎区柿 崎字あけぼの644 番地8	短期入所生活介護	H25.4.8
社会福祉法人桃林 福祉会	上越市柿崎区上 下浜字村下219番 地5	ショートステイ サンクス柿崎	上越市柿崎区柿 崎字あけぼの644 番地8	介護予防短期入所 生活介護	H25.4.8
株式会社アルプス ビジネスクリエー ション	東京都大田区雪 谷大塚町1番7 号	あるぷす県央店	三条市須頃1丁目 8番	福祉用具貸与	H25.4.1
株式会社アルプス ビジネスクリエー ション	東京都大田区雪 谷大塚町1番7 号	あるぷす県央店	三条市須頃1丁目 8番	介護予防福祉用具 貸与	H25.4.1
株式会社アルプス ビジネスクリエー ション	東京都大田区雪 谷大塚町1番7 号	あるぷす県央店	三条市須頃1丁目 8番	特定福祉用具販売	H25.4.1
株式会社アルプス ビジネスクリエー ション	東京都大田区雪 谷大塚町1番7 号	あるぷす県央店	三条市須頃1丁目 8番	特定介護予防福祉 用具販売	H25.4.1
株式会社縁	五泉市村松甲 4050番地1	居宅介護支援事 業所縁	五泉市村松甲 4050番地1	居宅介護支援	H25.4.19

## ◎新潟県告示第705号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年5月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
--------	------------	--------	---------	-------------	-------

株式会社アルプスビジ ネスクリエーション新潟	長岡市東高見1- 3-5	あるぷす魚沼店	魚沼市小出島 1177番地	福祉用具貸与	H25.3.31
株式会社アルプスビジ ネスクリエーション新潟	長岡市東高見1- 3-5	あるぷす魚沼店	魚沼市小出島 1177番地	介護予防福祉用 具貸与	H25.3.31
株式会社アルプスビジ ネスクリエーション新潟	長岡市東高見1- 3-5	あるぷす魚沼店	魚沼市小出島 1177番地	特定福祉用具販 売	H25.3.31
株式会社アルプスビジ ネスクリエーション新潟	長岡市東高見1- 3-5	あるぷす魚沼店	魚沼市小出島 1177番地	特定介護予防福 祉用具販売	H25.3.31
株式会社アルプスビジ ネスクリエーション新潟	長岡市東高見1- 3-5	あるぷす県央店	三条市須頃1丁 目8番	福祉用具貸与	H25.3.31
株式会社アルプスビジ ネスクリエーション新潟	長岡市東高見1- 3-5	あるぷす県央店	三条市須頃1丁 目8番	介護予防福祉用 具貸与	H25.3.31
株式会社アルプスビジ ネスクリエーション新潟	長岡市東高見1- 3-5	あるぷす県央店	三条市須頃1丁 目8番	特定福祉用具販 売	H25.3.31
株式会社アルプスビジ ネスクリエーション新潟	長岡市東高見1- 3-5	あるぷす県央店	三条市須頃1丁 目8番	特定介護予防福 祉用具販売	H25.3.31
株式会社アルプスビジ ネスクリエーション新潟	長岡市東高見1- 3-5	あるぷす十日町 店	十日町市春日11 番1	福祉用具貸与	H25.3.31
株式会社アルプスビジ ネスクリエーション新潟	長岡市東高見1- 3-5	あるぷす十日町 店	十日町市春日11 番1	介護予防福祉用 具貸与	H25.3.31
株式会社アルプスビジ ネスクリエーション新潟	長岡市東高見1- 3-5	あるぷす十日町 店	十日町市春日11 番1	特定福祉用具販 売	H25.3.31
株式会社アルプスビジ ネスクリエーション新潟	長岡市東高見1- 3-5	あるぷす十日町 店	十日町市春日11 番1	特定介護予防福 祉用具販売	H25.3.31

## ◎新潟県告示第706号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成25年5月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
戸内整形外科クリニック	長岡市荻野1丁目7-38	平成25年5月1日

医療法人社団 さとう栄整形外科クリニック	三条市西本成寺1丁目35番10号	平成25年5月1日
初野医院	村上市府屋279-5	平成24年11月1日
ロイヤル歯科クリニック	加茂市駅前5-18-2F	平成25年4月11日
にしわき薬局	上越市本町5-4-5	平成25年4月26日
おおまち薬局 二本木店	上越市中郷区藤沢字野林1066番地1	平成25年4月18日
ウエルシア薬局上越今泉店	上越市今泉1310-2-1	平成25年4月1日
えきまえ調剤薬局	五泉市駅前1丁目3番27号	平成25年4月11日
もりの調剤薬局	十日町市馬場丙1521-12	平成25年4月23日
まちなかや訪問看護ステーション	魚沼市小出島107番地3	平成25年4月1日

#### ◎新潟県告示第707号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年5月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	変更事項	旧	新	変更年月日
にいがた調剤薬局 高田	上越市とよば2番地	住所の表示	上越市大字樋場高台151番地	上越市とよば2番地	平成25年1月18日
みらい とよば薬局	上越市とよば4番地	住所の表示	上越市大字樋場151番地1-3	上越市とよば4番地	平成25年1月19日
いなり調剤薬局	十日町市稲荷町3丁目5番地2	住所の表示	十日町市稲荷町3丁目日本通り	十日町市稲荷町3丁目5番地2	平成25年1月26日
医療法人社団 萌気会 萌気園訪問看護ステーション「ゆいま〜る」	南魚沼市二日町212番地1	住所	南魚沼市浦佐330番地5	南魚沼市二日町212番地1	平成24年12月1日

#### ◎新潟県告示第708号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生

生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年5月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
さとう栄整形外科クリニック	三条市西本成寺1丁目35番10号	平成25年4月30日
初野医院	村上市府屋279-5	平成24年10月31日
大河津歯科	長岡市寺泊竹森1267	平成25年3月27日
医療法人 博愛会 酒井歯科医院	佐渡市羽茂本郷406-1	平成25年3月30日
もりの調剤薬局	十日町市馬場丙1521-12	平成25年3月31日
えきまえ調剤薬局	五泉市駅前1丁目3番27号	平成25年2月28日
しなの薬局中条店	胎内市あかね町26番27号	平成25年3月31日
まちなかや訪問看護ステーション	魚沼市小出島107番地3	平成25年3月31日

#### ◎新潟県告示第709号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定施術者等から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年5月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	廃 止 年 月 日
堀野 信一	堀野整骨院	燕市東太田3556-1	平成22年3月10日

#### ◎新潟県告示第710号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成25年5月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
---------	--------	-----	-----	-------

訪問介護 介護予防訪問介護	訪問介護とっさか	新潟県胎内市西本町 11番27号	社会福祉法人二王子 会	平成25年5月1日
通所介護 介護予防通所介護	まごころデイサービス おぎそね	新潟県五泉市荻曽根 227番地	株式会社まごころネ ット	平成25年5月1日
通所介護 介護予防通所介護	機能訓練特化型デイ サービスリハクラうら らか	新潟県南魚沼市八幡 123番地1	株式会社大平建設工 業	平成25年5月1日
特定施設入居者生活 介護 介護予防特定施設入 居者生活介護	ナーシングホーム長岡 駅東	新潟県長岡市美沢3 丁目277番地1	株式会社ナーシング ホーム長岡	平成25年5月1日
特定施設入居者生活 介護 介護予防特定施設入 居者生活介護	サービス付き高齢者 向け住宅うららか	新潟県南魚沼市八幡 123番地1	株式会社大平建設工 業	平成25年5月1日

## ◎新潟県告示第711号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年5月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
上越・あおいホームケアサービス	新潟県上越市頸城区上吉 194番地	医療法人社団葵会	平成25年5月1日

## ◎新潟県告示第712号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成25年5月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	所在地	事業者	届出の受理年月日	廃止年月日
頸城介護老人保健施設あやめの庭居宅介護支援事業所	新潟県上越市頸城区 上吉194番地11	医療法人社団藤聖会	平成25年3月28日	平成25年4月30日

## ◎新潟県告示第713号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法

(昭和24年法律第283号) 第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

平成25年5月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	辞退年月日
塩崎 昌亮	内科	上村病院	十日町市田中口468-1	H25. 3. 27
染野 泰典	外科	新潟県立十日町病院	十日町市高山32-9	H25. 4. 1

#### ◎新潟県告示第714号

森林法(昭和26年法律第249号) 第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成25年5月17日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 解除予定保安林の所在場所  
新潟県新潟市西区五十嵐二の町9135の408
- 2 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

#### ◎新潟県告示第715号

森林法(昭和26年法律第249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年5月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
新潟県糸魚川市大字梶山字向へ1418から1420まで、1421の1、1425の1、1425の2、1426、1428から1432まで、1433の1、1433の2、1434、1435、1438の1、1438の2、1439、1442の1、1442の3、1442の4、1444、1445、1448、1449、1452、1453の1、1454、1455、1458から1460まで、1468、1499の2、1500、1501の1、1501の2、1502の1から1502の3まで、1503、1506、1507、1507の2、1508、1509、1512、1513の1から1513の3まで、1514、1518、字中屋敷1440の1、1443の1、1443の3、1446、字とうぢら1461、1462の1、1462の2、1463、1464の1、1464の2、1465から1467まで、1480、1485、1486、1491の1、1491の2、1498の1から1498の3まで、1524、1525の1、1525の2、1526の1、1526の2、1527、1529、1531、1532、1537から1541まで、1544、1552、1553、1557の1、1557の2、1633、字ひら1469の1、1469の2、1470の1、1470の2、1471から1475まで、1476の1、1476の2、1482の1、1482の2、1483の1から1483の3まで、1484の1、1484の2、1488から1490まで、1493の1、1494の2、1510、1511、1517、1519から1523まで、字土屋敷1536、1542、1543、1545から1547まで、1548の1から1548の4まで、1549、1554、1561、字大平1556の1、1556の2、1560の1、1560の2、1562、1562の子、1563、1564、1565の1、1565の2、1566から1583まで、1585の1、1585の2、1587から1590まで、1593、1594、1603、1606から1611まで、1613、1614、1616から1626まで、1627の1、1627の2、1628から1630まで、1631の1から1631の5まで、1631の7、1631の11、1632、字大平湯沢1584、1591の1、1591の2、1597の3、1597の5から1597の7まで、1597の9から1597の13まで、1597の15から1597の20まで、1597の22から1597の28まで、1597の30から1597の35まで、1597の38から1597の40まで、1597の42、1597の43、1597の48から1597の50まで、1597の52、1597の53、1597の55から1597の62まで、1597の64から1597の70まで、1597の73から1597の77まで、1597の79から1597の89まで、1597の101、1597の寅、1598の1から1598の9まで、1598の11、1598の14から1598の20まで、1598の22、1598の24、1598の26から1598の29まで、1598の31から1598の33まで、1599の1から1599の7まで、1612、1695、1696の1、1696の2、1698の1、1699、1706の1、1706の2、1715、字蟻原1634、1642の2、1644、1645、1647から1650まで、1655、1658、1659、1660の1、1661の1、1662の1、1662の2、1663の1、1663の2、1664の1、1664の2、1666、

1667、1669、1672の1、1672の2、1673、1679の1、1679の2、1682の1、1684、1691、1692、1694、字カヤキリバ1635から1638まで、1640、1651の1、字湯沢1668、1677の1、1707、1708、1716の9、1716の10、1716の13から1716の18まで、1716の20、1716の21、1719の1から1719の3まで、1719の5、1719の6、字土倉1745、字東山横草蓮1757の1、1794の32、1794の34から1794の38まで、1794の40から1794の45まで、1794の48、1794の49、1846、1855の1、1855の2、1860の1、1864の1から1864の5まで、1864の9、1866、1868の2、1869の7、1869の11から1869の24まで、1869の26から1869の28まで、1869の30から1869の32まで、1869の34、1869の35、1869の37、字横草蓮1790の2、1830、1852、1853の1、1859の2、1861の1、大字山寺字落シ1464の28、1464の29

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び糸魚川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

◎新潟県告示第716号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年5月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県南魚沼市栃窪字樽下543から552まで、555の子、556から558まで、558の子、559から563まで、563の子、564、565、565の子、566から568まで、569の1、569の2、570、631、1767の甲丑11、1767の甲申3、1767の甲西3、1767の甲亥10、吉里字上岩2489、2490、2495、2497、2500から2502まで、字一ノ坂猫岩廿日石ガキ山大樽上岩中岩下岩六月雪大沢2991の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

◎新潟県告示第717号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年5月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県南魚沼市竹俣字榛ノ木平327の乙

2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## ◎新潟県告示第718号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年5月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 保安林予定森林の所在場所

新潟県南魚沼市台上字小丸山188、190、193、194、195の1から195の7まで、196、197の1、199の2、208の1から208の3まで、874の1から874の6まで、875、876の1から876の18まで、921の2、921の3、字十二木919、921の1

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## ◎新潟県告示第719号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年5月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 保安林予定森林の所在場所

新潟県南魚沼市寺尾字水頭4、5の1、5の3、5の5、6の1、7の5、五日町字水頭1786、1787の1、1787の3、1788、1789、1790の1、1790の3、1790の5、1790の6、1790の9、1791、1792の1、1792の3

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## ◎新潟県告示第720号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年5月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 1 保安林予定森林の所在場所

新潟県妙高市大字長沢字井沢4930から4933まで、4942、4946から4949まで、4949の子

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び妙高市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## ◎新潟県告示第721号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、佐渡市の国府川左岸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成25年5月17日

新潟県佐渡地域振興局長

## 1 退 任

監事 佐渡市吉岡773番地 梅野 美典

退任年月日 平成25年3月23日

## ◎新潟県告示第722号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、新潟市の信濃川下流土地改良区連合から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成25年5月17日

新潟県新潟地域振興局長

## 1 就 任

理事 新潟市南区上八枚258番地 河内 一男  
(理事長)

〃 南蒲原郡田上町大字田上丁1659番地1 田巻 俊光

〃 加茂市幸町一丁目4番24号 近藤 孝一

〃 新潟市南区松橋23番地 田村 兵一

〃 〃 南区鯉瀬一丁目7番7号 清水 一義

〃 〃 南区上木山51番地 丸山 久夫

〃 加茂市大字後須田804番地 樋口 正久

〃 南蒲原郡田上町大字羽生田丙 521番地 五幣 巖

〃 加茂市大字天神林29番地1 塩野 勇

就任年月日 平成25年3月16日

## 2 退 任

理事 新潟市南区上八枚258番地 河内 一男  
(理事長)

〃 南蒲原郡田上町大字石田新田18番地 牛田 勝

〃 加茂市幸町一丁目4番24号 近藤 孝一

〃 新潟市南区松橋23番地 田村 兵一

// // 南区鯉瀬一丁目7番7号 清水 一義  
 // // 南区上木山51番地 丸山 久夫  
 // 加茂市大字後須田804番地 樋口 正久  
 // 南蒲原郡田上町大字羽生田丙 521番地 五幣 巖  
 // 加茂市大字天神林29番地1 塩野 勇  
 退任年月日 平成25年3月15日

## ◎新潟県告示第723号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、佐渡市の国府川左岸土地改良区の定款の変更を平成25年5月9日認可した。

平成25年5月17日

新潟県佐渡地域振興局長

## ◎新潟県告示第724号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年5月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 荒谷竜光線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市川口荒谷字上ノ山547番1から	新	2.5~34.5メートル	2,522.7メートル
同市東川口字田代1590番9まで	旧	2.3~34.5メートル	2,534.5メートル

## ◎新潟県告示第725号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年5月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 荒谷竜光線
- 2 供用開始の区間  
長岡市川口荒谷字上ノ山547番1から同市東川口字田代1590番9まで
- 3 供用開始の期日 平成25年5月17日

## ◎新潟県告示第726号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年5月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 木沢相川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
-----	------	-------	-----

長岡市川口武道窪字川内 497 番 1 から	新	11.2～14.8メートル	66.2メートル
同市川口武道窪字堂ノ前585番2まで	旧	11.2～14.8メートル	65.6メートル

備考 路線の起点を変更する区域変更

### ◎新潟県告示第727号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
平成25年5月17日

新潟県三条地域振興局長

- 1 指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日  
平成25年5月7日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
燕市吉田西太田字札木740番、741番、742番、743番、744番、745番、746番、747番3	5.91	53.00

## 公 告

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、男性警察官用合服上下及び合活動服の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成25年5月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入等件名及び数量
 

男性警察官用合服上衣	643着
合服ズボン	973本
合活動服	644着
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
平成25年9月20日（金）及び平成26年2月14日（金）
  - (4) 納入場所  
入札説明書による。
  - (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本調達物品及び数量を納入期限までに確実に納入し得ると認められた者であること。
- (6) 本調達物品に係る品質等の証明ができた者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

- (3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

- (4) 入札書の受領期限

平成25年7月1日(月) 午後5時

- (5) 開札の日時及び場所

平成25年7月2日(火) 午後1時30分

新潟県庁出納局会計検査課入札室

## 4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成25年6月10日(月)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 暴力団等の排除

## ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。なお、新潟県物品入札参加資格者で、資格審査申請時等に誓約書（物品入札参加資格審査申請書第1号様式別紙8）を提出している者は提出不要とする。

## イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を

行うこと。

(8) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年1月新潟県告示第209号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

1. Spring/autumn jackets for male police officers - 643 jackets
2. Spring/autumn trousers for male police officers - 973 pairs
3. Spring/autumn workwear for male police officers - 644 sets

(2) Deadline for bid participant applications:

5 : 00P.M. June 10, 2013

(3) Date of bid opening:

1 : 30P.M. July 2, 2013

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950 - 8570

JAPAN

TEL: 025 - 280 - 5490

E-mail : ngt190030@pref.niigata.lg.jp

---

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、男性警察官用冬服上下及び冬活動服の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成25年5月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

男性警察官用冬服上衣 574着

冬服ズボン 915本

冬活動服 574着

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年9月20日（金）及び平成25年11月19日（火）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本調達物品及び数量を納入期限までに確実に納入し得ると認められた者であること。
- (6) 本調達物品に係る品質等の証明ができた者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

- (3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

- (4) 入札書の受領期限

平成25年7月2日(火) 午後5時

- (5) 開札の日時及び場所

平成25年7月3日(水) 午後1時30分

新潟県庁出納局会計検査課入札室

## 4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成25年6月10日(月)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 暴力団等の排除

## ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。なお、新潟県物品入札参加資格者で、資格審査申請時等に誓約書（物品入札参加資格審査申請書第1号様式別紙8）を提出している者は提出不要とする。

## イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を

行うこと。

(8) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成8年1月新潟県告示第209号)に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

1. Winter jackets for male police officers - 574 jackets
2. Winter trousers for male police officers - 915 pairs
3. Winter workwear for male police officers - 574 sets

(2) Deadline for bid participant applications:

5 : 00P.M. June 10, 2013

(3) Date of bid opening:

1 : 30P.M. July 3, 2013

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950 - 8570

JAPAN

TEL: 025 - 280 - 5490

E-mail : ngt190030@pref.niigata.lg.jp

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、電子複写機による複写サービスの供給について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年5月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 入札に付する事項

(1) 案件名及び数量

電子複写機による複写サービス

仕様ア モノクロ機 複写速度A4横毎分40枚以上 5台

仕様イ カラー機 複写速度A4横 カラー 毎分50枚以上  
モノクロ毎分55枚以上 1台

仕様ウ カラー機 複写速度A4横 カラー 毎分70枚以上  
モノクロ毎分75枚以上 1台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成25年7月1日から平成28年6月30日までの36か月間

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札は複写片面1枚当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(以下「契約希望金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった

契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (4) 県内に本社（本店）又は営業所等が所在する者であること。
- (5) 当該契約に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスが確実に提供できることを証明できた者であること。
- (6) 仕様に適合するサービスが提供できることを確認できた者であること。
- (7) 本入札に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

3 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

4 入札、開札の日時及び場所

- (1) 入札、開札の日時  
平成25年6月10日（月） 午後1時30分から
- (2) 開札場所  
新潟県庁出納局会計検査課入札室

5 その他

(1) 入札保証金

契約希望金額に契約期間中における複写見込み枚数を乗じた金額を、契約月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第43条第1号に該当する場合は、免除する。

(2) 契約保証金

契約金額に契約期間中における複写見込み枚数を乗じた金額を、契約月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書を平成25年6月4日（火）午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3の場所に提出しなければならない。なお、提出書類等詳細については入札説明書による。また、入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、手術用顕微鏡について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達はWTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成25年5月17日

新潟県立がんセンター新潟病院長 横山 晶

#### 1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

手術用顕微鏡 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年10月31日（木）

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登録されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

#### 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2313

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成25年6月28日（金）午後3時00分

#### 4 入札、開札の日時及び場所

平成25年7月2日（火）午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

#### 5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

## (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立がんセンター新潟病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

## (6) 契約書作成の要否 要

## (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## (9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

② 詳細は入札説明書による。

## 6 Summary

## (1) Nature and quantity of the products to be purchased;

Operating microscope [1]set

## (2) Deadline for bid submission

10:00 a.m. 2, July 2013

## (3) For more information, contact:

Management Division, Department of Administration,  
Niigata Prefectural Niigata Cancer Center Hospital  
2-15-3 Kawagishi-cho, Chuo-ku, Niigata-City,  
Niigata, JAPAN

〒951-8566

TEL 025-266-5111 Ext. 2313

---

**一般競争入札の実施について（公告）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、全身用マルチスライスCTスキャナ装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達はWTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成25年5月17日

新潟県立新発田病院長 堂前 洋一郎

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

全身用マルチスライスCTスキャナ装置 1式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成26年3月31日（月）

## (4) 納入場所

新潟県立新発田病院

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 957-8588  
新潟県新発田市本町1丁目2番8号  
新潟県立新発田病院経営課  
電話番号 0254-22-3121 内線2516

- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限  
平成25年6月26日(水)午後5時00分

## 4 入札、開札の日時及び場所

平成25年6月28日(金)午前10時00分  
新潟県立新発田病院 5階大会議室

## 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金  
免除する。

- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効  
前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

## 6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased;

Multi-Slice Computed Tomography Scanner System [1]set  
(2)Deadline for bid submission  
10:00A. M. June 28, 2013  
(3)For more information, contact:  
Department of Administration, Niigata Prefectural Shibata Hospital  
\*address:1-2-8 Hon-cho, Shibata-City, Niigata  
〒957-8588  
JAPAN  
TEL 0254-22-3121 Ext. 2516

---

#### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県立病院診療材料購入データ管理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年5月17日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 購入等件名及び数量

新潟県立病院診療材料購入データ管理業務委託 一式

##### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

##### (3) 履行期間

平成25年6月7日から平成26年3月31日まで

##### (4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

##### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

##### (2) 指名停止期間中の者でないこと。

##### (3) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

##### (4) 新潟県内に事業所を有している者であること。

##### (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認を受けた者であること。

#### 3 入札説明書の交付場所等

##### (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県病院局業務課

電話番号 025-280-5557

##### (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成25年5月28日まで前記3(1)の場所で交付する。

#### 4 入札、開札の日時及び場所

平成25年6月3日（月）午後2時00分

新潟県庁行政庁舎16階入札室

#### 5 その他

##### (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### (2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付する

こと。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき入札参加資格確認申請書を平成25年5月28日午後5時00分までに提出し、契約担当者から入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については、入札説明書による。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成25年5月17日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長 津 光三郎

(1) 政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部
(平成)					
25. 1. 16	生活の党新潟県総支部連合会	森裕子	内山航	新潟市秋葉区新津本町1-3-22	○
25. 2. 28	自由民主党畑野支部	本間勇作	中川隆一	佐渡市多田222-1	○

(ロ) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	1以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部
(平成)						
25. 1. 16	生活の党新潟県参議院選挙区第1総支部	森裕子	宇野政幸	新潟市秋葉区新津本町1-3-22	参議院議員	○

(2) その他の政治団体

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
(平成)				
25. 1. 21	警察改革党	多賀豊	多賀豊	西蒲原郡弥彦村大字上泉1891
25. 1. 29	村山たつや後援会	村山達也	中村哲	十日町市松代3228-3番地
25. 2. 14	福崎哲也後援会	村山隆夫	福崎千恵子	十日町市伊達甲583-1

◎新潟県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年5月17日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長 津 光三郎

(1) 政党の支部

届出年月日	政治団体の名称	異動事項	新たに届出のあった内容
(平成)			
25. 1. 18	自由民主党新潟県自動車整備支部	会計責任者	石山茂
25. 1. 9	自由民主党新潟県第一選挙区支部	会計責任者	今井政之
		主たる事務所の所在地	新潟市中央区八千代二丁目280-2
25. 2. 15	自由民主党大島支部	会計責任者	丸山晴己
25. 2. 28	自由民主党加茂支部	会計責任者	関龍雄
25. 2. 5	自由民主党川西支部	会計責任者	齋木定夫
25. 2. 5	自由民主党豊栄支部	会計責任者	八幡裕子
25. 2. 22	自由民主党名立支部	代表者	金井正憲
25. 2. 25	自由民主党新潟県LPガス支部	代表者	曾根原明敏
25. 2. 18	自由民主党巻支部	代表者	青柳榮一
		会計責任者	石川和子
		主たる事務所の所在地	新潟市西蒲区巻甲5491
25. 2. 8	自由民主党横越支部	代表者	串田修平
		主たる事務所の所在地	新潟市江南区藤山1-4-18
25. 2. 14	日本共産党魚沼地区委員会	会計責任者	川辺きのい
25. 2. 14	日本共産党上越地区委員会	代表者	上野公悦
		会計責任者	橋本正幸
25. 2. 5	日本共産党中越地区委員会	代表者	斉藤実

(2) その他の政治団体

届出年月日	政治団体の名称	異動事項	新たに届出のあった内容
(平成)			
25. 1. 28	樽田さとし後援会	会計責任者	瀬賀和之
25. 1. 23	梅さんクラブ	代表者	長谷川敦
		会計責任者	小林克博
		主たる事務所の所在地	新潟市西区有明町6-2
25. 1. 15	金子たかし後援会	代表者	月岡一也
25. 1. 30	木村貞雄後援会	代表者	木村耕治
25. 1. 10	国民の生活が第一新潟県総支部連合会	政治団体の区分	その他の政治団体

25. 1. 10	国民の生活が第一新潟県参議院選挙区第1総支部	政治団体の区分	その他の政治団体
25. 1. 10	国民の生活が第一新潟県第1区総支部	政治団体の区分	その他の政治団体
25. 1. 18	新潟県自動車整備政経懇話会	会計責任者	石山茂
25. 1. 28	新潟県生衛団体政治連盟	会計責任者	横山範夫
25. 1. 4	日本精神科病院新潟県政治連盟	代表者	松田ひろし
		会計責任者	佐野英孝
		主たる事務所の所在地	柏崎市大字茨目字二ツ池2071番地1
25. 1. 15	のざき正志後援会	会計責任者	小林國男
25. 1. 4	はじめ会	代表者	祖父江八紀
25. 1. 29	瞳は未来へあなたとともに歩む会	会計責任者	佐藤克宏
25. 1. 4	山口こうい後援会	会計責任者	荒木勤
25. 2. 7	相宗会	会計責任者	愛場勉
25. 2. 22	大島武雄後援会	会計責任者	大島八枝子
25. 2. 6	小野みねおを育てる会	会計責任者	小野好夫
25. 2. 7	幸福実現党新発田後援会	会計責任者	秋山純一
25. 2. 27	幸福実現党新潟県本部	会計責任者	関谷剛
25. 2. 7	幸福実現党新潟東後援会	会計責任者	西潟真智子
25. 2. 20	幸福実現党糸魚川後援会	会計責任者	福嶋夏子
25. 2. 25	幸福実現党燕後援会	代表者	内田勝士
		会計責任者	仲田誉志
		主たる事務所の所在地	燕市地藏堂本町2-5-2
25. 2. 6	幸福実現党長岡後援会	会計責任者	國領大聖
25. 2. 22	幸福実現党十日町後援会	会計責任者	生越寛明
25. 2. 8	幸福実現党佐渡後援会	会計責任者	菅原智
		主たる事務所の所在地	佐渡市新穂北方690
25. 2. 20	幸福実現党新潟後援会	会計責任者	関谷剛
		主たる事務所の所在地	新潟市中央区女池4丁目27-16
25. 2. 22	小山よしもと後援会	代表者	小関信夫
25. 2. 22	松友会(まつお徹郎後援会)	代表者	中村康司
		会計責任者	奥野昇
25. 2. 20	幸福実現党新潟西後援会	会計責任者	桑原健一
25. 2. 25	全国LPガス政治連盟新潟県支部	代表者	曾根原明敏
25. 2. 18	滝沢いつお後援会	代表者	青山靖
25. 2. 28	長岡設備関連団体協議会	会計責任者	山本正男
25. 2. 28	新潟の未来を考える会	会計責任者	佐々木幸治
25. 2. 19	新津経済人連盟	会計責任者	山田道夫
25. 2. 6	峯政会	会計責任者	加藤全一

### ◎新潟県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年5月17日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長 津 光三郎

## (1) 政治団体の名称

## ア. 政党の支部

解散

年月日 政治団体の名称

(平成)

24.12.30 日本維新の会小選挙区新潟県第4選挙区支部

## イ. その他の政治団体

解散

年月日 政治団体の名称

(平成)

24.12.10 大島武雄後援会

24.12.31 鈴木源左衛門後援会

## (2) 収支報告書の要旨

## ア. 政党の支部

政治団体の名称 日本維新の会小選挙区新潟県第4選挙区支部

報告年月日 平成 25年 1月 29日

1 収入総額	6,001,000 円		
前年繰越額	0 円		
本年收入額	6,001,000 円		
2 支出総額	6,001,000 円		
3 本年收入の内訳			
寄附(内訳別掲)	6,001,000 円		
個人からの寄附	1,000 円		
法人その他の団体からの寄附	5,000,000 円		
政治団体からの寄附	1,000,000 円		
合計	6,001,000 円		
4 寄附の内訳			
個人からの寄附			
その他	1,000 円		
小計	1,000 円		
法人その他の団体からの寄附			
(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)			
東新物流(株)	5,000,000 円	滋賀県大津市	
小計	5,000,000 円		
政治団体からの寄附			
(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)			
太陽の党	1,000,000 円	東京都港区	
小計	1,000,000 円		
5 支出の内訳			
経常経費	1,000 円		
事務所費	1,000 円		
政治活動費	6,000,000 円		
選挙関係費	6,000,000 円		
合計	6,001,000 円		

イ. その他の政治団体

**政治団体の名称 大島武雄後援会**

報告年月日 平成 25年 2月 22日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

**政治団体の名称 鈴木源左衛門後援会**

報告年月日 平成 25年 1月 31日

1 収入総額	17,418 円
前年繰越額	17,418 円
本年收入額	0 円
2 支出総額	0 円

---

◎新潟県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成25年5月17日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長 津 光三郎

平成23年分

〔政党の支部〕

政治団体の名称 自由民主党刈羽村支部

報告年月日 平成 25年 2月 15日

1 収入総額	574,483 円
前年繰越額	258,744 円
本年収入額	315,739 円
2 支出総額	280,391 円
3 本年収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	118,200 円
104 人	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	120,000 円
大会会費他	120,000 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	60,000 円
自由民主党新潟県支部連合会	60,000 円
その他の収入	17,539 円
10万円未満の収入	17,539 円
合 計	315,739 円
4 支出の内訳	
経常経費	10,880 円
事務所費	10,880 円
政治活動費	269,511 円
組織活動費	269,511 円
合 計	280,391 円

政治団体の名称 自由民主党味方支部

報告年月日 平成 25年 1月 29日

1 収入総額	191,199 円
前年繰越額	171,799 円
本年収入額	19,400 円
2 支出総額	0 円
3 本年収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	14,400 円
15 人	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	5,000 円
自由民主党新潟県支部連合会	5,000 円
合 計	19,400 円

政治団体の名称 自由民主党山古志支部

報告年月日 平成 25年 2月 1日

1 収入総額	431,130 円
前年繰越額	308,497 円
本年収入額	122,633 円
2 支出総額	229,384 円
3 本年収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	72,600 円
69 人	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	50,000 円
自由民主党新潟県支部連合会	50,000 円
その他の収入	33 円
10万円未満の収入	33 円
合 計	122,633 円
4 支出の内訳	

経常経費	16,054 円
事務所費	16,054 円
政治活動費	213,330 円
組織活動費	143,330 円
選挙関係費	70,000 円
合 計	229,384 円

政治団体の名称 自由民主党新潟県理容支部

報告年月日 平成 25年 2月 15日

1 収入総額	583,604 円
前年繰越額	373,546 円
本年収入額	210,058 円
2 支出総額	208,040 円
3 本年収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	200,000 円
50 人	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	10,000 円
自由民主党新潟県支部連合会	10,000 円
その他の収入	58 円
10万円未満の収入	58 円
合 計	210,058 円
4 支出の内訳	
経常経費	945 円
事務所費	945 円
政治活動費	207,095 円
組織活動費	72,095 円
寄附・交付金	135,000 円
合 計	208,040 円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	135,000 円

〔資金管理団体〕

政治団体の名称 こんどう彰治後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 近藤彰治  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 市議会議員  
 報告年月日 平成 25年 2月 22日

1 収入総額	3,830,625 円
前年繰越額	830,625 円
本年収入額	3,000,000 円
2 支出総額	2,085,298 円
3 本年収入の内訳	
寄附(内訳別掲)	3,000,000 円
個人からの寄附	3,000,000 円
合 計	3,000,000 円
4 寄附の内訳	
個人からの寄附(寄附者の氏名)	(金額) (住所)
近藤彰治	3,000,000 円 上越市
小 計	3,000,000 円
5 支出の内訳	
経常経費	1,276,898 円
人件費	901,600 円
光熱水費	28,831 円
備品・消耗品費	53,132 円
事務所費	293,335 円
政治活動費	808,400 円

機関紙誌の発行その他の事業費	808,400 円
宣伝事業費	808,400 円
合 計	2,085,298 円

**政治団体の名称 名古屋豊後援会**  
 資金管理団体の届出をした者の氏名 名古屋豊  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 市議会議員  
 報告年月日 平成 25年 2月 15日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

〔その他の政治団体〕

**政治団体の名称 明るく元気な郷土社会をめざす会**  
 報告年月日 平成 25年 2月 21日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

**政治団体の名称 青木じゅん後援会**  
 報告年月日 平成 25年 2月 26日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

**政治団体の名称 木村貞雄後援会**  
 報告年月日 平成 25年 1月 22日

1 収入総額	9,100 円
前年繰越額	1,600 円
本年収入額	7,500 円
2 支出総額	6,750 円
3 本年収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	7,500 円
合 計	15 人
合 計	7,500 円
4 支出の内訳	
政治活動費	6,750 円
組織活動費	6,750 円
合 計	6,750 円

**政治団体の名称 長岡設備関連団体協議会**  
 報告年月日 平成 25年 2月 28日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

**政治団体の名称 新潟県理容政治連盟**  
 報告年月日 平成 25年 2月 15日

1 収入総額	4,003,149 円
前年繰越額	1,981,053 円
本年収入額	2,022,096 円
2 支出総額	2,001,690 円
3 本年収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	1,493,150 円
合 計	2,488 人
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	528,714 円
全国理容政治連盟中央会	528,714 円
その他の収入	232 円
10万円未満の収入	232 円

合 計	2,022,096 円
4 支出の内訳	
經常経費	525 円
事務所費	525 円
政治活動費	2,001,165 円
組織活動費	227,255 円
寄附・交付金	1,773,910 円
合 計	2,001,690 円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	1,510,600 円

**政治団体の名称 はじめ会**  
 報告年月日 平成 25年 1月 4日

1 収入総額	450,154 円
前年繰越額	8,153 円
本年収入額	442,001 円
2 支出総額	361,357 円
3 本年収入の内訳	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	192,000 円
小柳はじめと語る会	192,000 円
借入金	250,000 円
小柳文栄	200,000 円
阿部聡	50,000 円
その他の収入	1 円
10万円未満の収入	1 円
合 計	442,001 円

4 支出の内訳	
經常経費	90,607 円
備品・消耗品費	5,207 円
事務所費	85,400 円
政治活動費	270,750 円
機関紙誌の発行その他の事業費	270,750 円
宣伝事業費	78,750 円
その他の事業費	192,000 円
合 計	361,357 円

**政治団体の名称 ふるさと三条未来連合**  
 報告年月日 平成 25年 2月 15日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

**政治団体の名称 横尾ゆうこ後援会**  
 報告年月日 平成 25年 2月 22日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

人事委員会公告

平成25年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度）の実施について（公告）

次のとおり新潟県職員採用試験（大学卒業程度）を行う。

平成25年 5月17日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容
一般行政	47人程度	知事部局、病院局、企業局、教育委員会等の本庁又は地域機関等で、予算・経理・庶務や各種施策の企画立案、地域振興、県税の賦課徴収、許認可等の様々な行政事務に従事します。
警察行政	3人程度	警察本部又は警察署で、警察組織運営等に関する企画立案、会計・庶務、予算執行等の警察事務に従事します。
福祉行政	15人程度	知事部局又は病院局の本庁又は地域機関等で、子どもや障害児・者等の相談支援や直接支援、福祉施策の企画立案等の業務に従事します。
総合土木	13人程度	知事部局又は企業局の本庁又は地域機関等で、公共土木施設や農業生産基盤等の整備・維持管理、企画立案等の業務に従事します。
林業	4人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、森林・林業施策の企画立案や担い手の育成指導、森林の保全等の業務に従事します。
農業	4人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、農業施策の企画立案や普及指導、試験研究等の業務に従事します。
水産	1人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、資源の管理や漁船・漁場の許認可等の水産行政や試験研究等の業務に従事します。
建築	2人程度	知事部局の本庁若しくは地域機関又は教育委員会で、公共建物の設計・工事監理や住環境の整備等の業務に従事します。
環境	4人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、環境施策の企画立案や環境監視、理化学検査・研究、放射線監視等の業務に従事します。
電気	2人程度	知事部局又は企業局の本庁又は地域機関等で、公営企業・情報通信施策の企画立案や発電所・工業用水道・排水機場等の維持管理の業務に従事します。
保健師	3人程度	知事部局の本庁若しくは地域機関、教育委員会又は警察本部で、保健行政や保健施策の企画立案等の業務に従事します。
管理栄養士	3人程度	県立病院等で、入院時食事療養に関わる業務や入院及び外来患者への栄養指導業務等に従事します。
司書	1人程度	県立図書館等で、司書業務に従事します。
少年警察補導員	1人程度	警察本部又は警察署で、少年の非行防止や健全育成等の業務に従事します。
警察建築	1人程度	警察本部又は警察署で、警察施設の設計・工事監理や維持保全等の業務に従事します。
科学捜査（心理）	1人程度	警察本部科学捜査研究所で、犯罪捜査に資する心理学的な検査・研究等の業務に従事します。

2 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する人で、活字印刷文による出題に対応できる人

ア 昭和58年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人

イ 平成4年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成26年3月31日までに卒業する見込みの人（新潟県人事委員会がこれらと同等と認める人を含む。）

(2) 福祉行政、保健師、管理栄養士、司書については、前記(1)のほかに次の資格要件を必要とする。

- ◎ 福祉行政については、次のいずれかに該当する人
  - ア 社会福祉法第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する人又は平成26年3月31日までに資格取得見込みの人
  - イ 学校教育法による大学（短期大学を除く。）の専門課程において、心理学に関する科目を履修して卒業した人又は平成26年3月31日までに卒業見込みの人
- ◎ 保健師については、保健師の免許取得者又は平成26年に行われる保健師国家試験により免許取得見込みの人
- ◎ 管理栄養士については、管理栄養士の免許取得者又は平成26年に行われる管理栄養士国家試験により免許取得見込みの人
- ◎ 司書については、司書の資格取得者又は平成26年3月31日までに資格取得見込みの人

(3) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

- ア 日本の国籍を有しない人（ただし、保健師、管理栄養士、司書は日本の国籍を有しない人も受験可能）
- イ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- エ 新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

### 3 第1次試験

#### (1) 方法

教養試験を大学卒業程度で、公務員として必要な一般的な知識及び知能について筆記試験（択一式）により行うとともに、専門試験を大学卒業程度で、専門的知識及び能力について筆記試験（択一式）により行う。

#### (2) 試験日及び試験場

試験日	受付時間	試験場
平成25年6月30日（日）	午前9時から午前9時30分	新潟会場 新潟大学総合教育研究棟 （新潟市西区五十嵐2の町8050番地）
		東京会場 明治大学和泉キャンパスメディア棟 （東京都杉並区永福1丁目9番1号）

#### (3) 発表

平成25年7月10日（水）午後1時（予定）に県庁1階の広報展示室前の掲示板及び新潟県職員採用案内ホームページ(<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>)に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。

### 4 第2次試験

#### (1) 方法

第1次試験合格者に対し、論文試験、面接試験（個別面接及び集団討論面接）、適性検査及び身体検査（科学捜査（心理）のみ）を行う。

#### (2) 試験日及び試験場

種目	試験日	試験場
論文試験 適性検査	7月18日（木）又は7月19日（金） （予定）の指定する日	新潟県自治会館（予定） （新潟市中央区新光町4番地1）
面接試験	7月25日（木）から8月15日（木） まで（予定）の指定する日	新潟県庁（予定） （新潟市中央区新光町4番地1）

#### (3) 発表

平成25年8月下旬（予定）に県庁1階の広報展示室前の掲示板及び新潟県職員採用案内ホームページ(<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>)に合格者の受験番号を掲示するほか、第2次試験受験者に結果を通知する。

#### (4) その他

受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査する。

### 5 試験の配点及び合格者の決定について

最終合格は、第2次試験の結果に基づき決定し、第1次試験の成績は反映されない。

また、第1次試験、第2次試験にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、ひとつでも基準を満たさない場合、他の種目の成績に関わらず原則として不合格となる。

区分	種目	配点※	基準
第1次試験	教養試験	100点	それぞれ正答率3割5分以上 (基準は目安であり、基準を引き下げる場合がある。)
	専門試験	100点	
第2次試験	面接試験	130点	50点以上
	論文試験	20点	11点以上

※ 教養試験及び専門試験については、粗点(正答数)をそのまま用いるのではなく、当該種目の平均得点及び標準偏差等を用いて以下の方法で算出した標準点を用いており、受験者の点数は概ね0点～100点に分布する。

◎教養試験及び専門試験の標準点の算出方法

$$\text{標準点} = 15 \times (A - B) \div C + 50$$

A：ある受験者の粗点(正答数)

B：当該種目の平均得点

C：当該種目の標準偏差

## 6 合格から採用まで

(1) 最終合格者は高点順に任用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、各職種の欠員の状況により採用が決定される。

ただし、前記2受験資格(2)の職種にあって、資格又は免許の取得見込みを要件として受験した人については、所定の時期までに資格又は免許を取得できなかった場合は採用されない。

(2) 採用は原則として平成26年4月1日であるが、欠員の状況により年間を通じ順次行うこともある。

(3) 任用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間である。

## 7 給与

平成25年度に採用された職員(新規学校卒業業者)の給料表上の初任給は、行政職給料表の適用を受ける職員で例示すれば、178,800円であった。

平成26年度(採用時)は、この額が変更されることもある。

なお、このほか、期末手当、勤勉手当及び状況により扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。

## 8 受験手続

(1) 受験申込書の配布等

受験申込書は、人事委員会事務局、地域振興局等で配布するほか、新潟県職員採用案内ホームページ(<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>)からダウンロードすることができる。

受験申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「大卒程度試験請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号)を同封の上、郵便番号950-8570 新潟県庁内新潟県人事委員会事務局に請求すること。

(2) 申込みの方法

以下のいずれかの方法によること。

ア 新潟県職員採用案内ホームページ(<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>)から電子申請を行う。(申請に当たっては、新潟県職員採用案内ホームページに掲載してある「電子申請受験申込者ガイド」に従うこと。なお、予期せぬ機器停止や通信障害などによる事故が発生した場合の責任は負いかねる。)

イ 申込書に必要事項を記入し、新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁内新潟県人事委員会事務局に直接持参するか、郵送すること。(郵送する場合は、封筒の表に「大卒程度試験受験」と朱書きし、必ず書留等確実な方法をとること。なお、普通郵便による郵送で事故が発生した場合の責任は負いかねる。)

(3) 受付期間

- ・持参、郵送、電子申請いずれも平成25年5月17日(金)から6月6日(木)まで受け付ける。
- ・持参の場合、平日の午前8時30分から午後5時15分まで行う。土曜日及び日曜日は閉庁のため行わない。
- ・郵送の場合、6月6日までの消印のあるものに限り受け付ける。

- ・電子申請の場合、6月6日午後5時15分までに正常に到達したものを受け付ける。

## 公安委員会告示

### ◎新潟県公安委員会告示第32号

交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、新潟県交通安全活動推進センターである財団法人新潟県交通安全協会から次のとおり名称及び代表者の氏名並びに事務所の名称を変更する旨の届出があった。

平成25年5月17日

新潟県公安委員会

委員長 本 望 雅 子

#### 1 変更の内容

##### (1) 名称

新名称 公益財団法人新潟県交通安全協会

旧名称 財団法人新潟県交通安全協会

##### (2) 代表者の氏名

新代表者 大竹 和夫

旧代表者 高澤 英介

##### (3) 事務所の名称

新名称 公益財団法人新潟県交通安全協会

新潟県交通安全活動推進センター

旧名称 財団法人新潟県交通安全協会

新潟県交通安全活動推進センター

#### 2 変更年月日

平成25年4月1日